（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電波の使用制限） **第五十八条**　［略］ ［削る］ 2‖ 2～6‖　［略］ （使用電波） **第七十条の二**　海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。 ［一　略］ ［削る］ ‖二‖　［略］ ‖三‖　［略］ 四‖　［略］ ［2・3　略］ （注意信号） **第七十三条の二**　A三E電波二七、五二四kHzにより次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。 ［一　略］ 二　第五十八条第二項第四号に規定する通信 ［2　略］ （遭難警報の送信） **第七十五条**　［略］ ［2～4　略］ 5　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。 ［一～七　略］ ［6　略］	（電波の使用制限） **第五十八条**　［同上］ 2‖　二、一七四・五kHz、四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHzの周波数の電波の使用は、狭帯域直接印刷電信装置を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。 3～7‖　［同上］ （使用電波） **第七十条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合 F一B電波二、一七四・五kHz、四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz又は一六、六九五kHz ‖三‖　［同上］ ‖四‖　［同上］ 五‖　［同上］ ［2・3　同上］ （注意信号） **第七十三条の二**　A三E電波二七、五二四kHzにより次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。 ［一　同上］ 二　第五十八条第三項第四号に規定する通信 ［2　同上］ （遭難警報の送信） **第七十五条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。 ［一～七　同上］ ［6　同上］